

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

# 所得税・復興特別所得税の確定申告

## 町・県民税(住民税)の申告

令和3年分の所得税・復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告と、令和4年度の町・県民税(住民税)の申告期間は、2月16日(水)～3月15日(火)です。申告が必要な方は、必要書類等を事前に準備の上、期限内に申告してください。

問合せ

所得税等の確定申告について

本庄税務署【☎22-2111(自動音声案内)】

町・県民税(住民税)の申告について

税務課住民税係【☎35-1221(内線1131～1133)】

## 町役場での申告受付・相談

住民税の申告の受付および所得税等の確定申告の申告相談を行います。混雑緩和のため受付地区を指定していますのでご協力をお願いします。



### ■受付日時

会場	上里町役場 4階・大会議室
期間	2月16日(水)から3月15日(火) ※平日のみ
時間	午前9時～午後4時(お昼時間も受付します) ※入場整理券は、午前8時30分から配布します。なお、庁舎管理の都合上、午前8時以前の入庁はできません。

### ■申告受付・相談 地区別日程表

日時	対象地区	日時	対象地区
2月16日(水)	黛・金下・内出	3月1日(火)	古新田・三田
17日(木)	金上・西金・金下東・勝一・勝二	2日(水)	京塚・四ツ谷
18日(金)	原一・原二・天神・真下・堀込・宿・屋敷	3日(木)	久城・立野・立野南
19日(土)		4日(金)	久保新田・西原町西
20日(日)		5日(土)	
21日(月)	東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明・並木沖・下郷・宮・上郷・久保・新堀	6日(日)	
22日(火)	寺西・東大御堂・西大御堂	7日(月)	西原町東・田中・丹蔵・石倉・岡・堀之内・東堤・横町
23日(水)	天皇誕生日	8日(火)	本郷一・本郷二・本郷三
24日(木)	三軒	9日(水)	阿保町・長浜町・東町
25日(金)	古新田・三田	10日(木)	八町河原・忍保・五丁目
26日(土)		11日(金)	一丁目・三丁目・四丁目
27日(日)		12日(土)	
28日(月)	古新田・三田	13日(日)	
		14日(月)	宮本町・二丁目
		15日(火)	地区指定日に都合の悪い方

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、会場内は入場制限を行いますので、混雑状況によってはお車等でお待ちいただくことがあります。

※「地区指定日に都合の悪い方」の指定日を設けてあります。

**!** 下に該当する方は、町役場で申告できません。本庄税務署で申告してください。

#### <次の所得を申告する場合>

- ・土地、建物、株式等を譲渡したことによる所得
- ・先物取引に係る所得

#### <次の控除の適用を受ける場合>

- ・新規または連帯債務の住宅借入金等特別控除
- ・特定増改築等住宅借入金特別控除
- ・住宅耐震改修特別控除
- ・住宅特定改修特別税額控除
- ・認定住宅新築等特別税額控除
- ・雑損控除または災害減免

- ・外国税額控除

- ・国外扶養

#### <次の申告をする場合>

- ・青色申告
- ・損失の繰越
- ・仮想通貨(ビットコイン等)
- ・過年分の確定申告
- ・死亡者の確定申告
- ・確定申告書の本人控えに受付印が必要な方
- ・消費税・贈与税・相続税のいずれかの申告する方

## 申告に必要な書類

対象	必要書類等
申告者全員	・マイナンバーカード（無い場合は、通知カードと本人確認書類）
該当する場合に用意するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告者名義の口座番号の分かるもの（還付申告の場合）</li> <li>・源泉徴収票や収支内訳書、支払調書など前年の収入が分かるもの</li> <li>・健康保険や国民年金など社会保険料の支払証明書など</li> <li>・生命保険料、地震保険料などの支払証明書など</li> <li>・障害者控除を受ける方は障害者手帳や療育手帳など</li> <li>・医療費控除または医療費控除の特例を受ける方は医療費等をまとめた明細書など</li> <li>・控除対象の配偶者や扶養親族がいる方はその方の所得及び個人番号が分かるもの</li> <li>・住宅借入金特別控除を受ける方は年末残高証明書など</li> <li>・その他、申告に必要なと思われるもの</li> </ul>
必要書類の詳細は、下記ホームページをご確認ください。 <a href="https://www.town.kamisato.saitama.jp/secure/1196/R4hituyou.pdf">https://www.town.kamisato.saitama.jp/secure/1196/R4hituyou.pdf</a>	



◀ 上里町ホームページ  
「確定申告に必要なもの」

## 令和3年分申告から「利用者識別番号」が必要となります

町役場会場では、これまで確定申告書を紙で作成し、税務署へ直接渡していましたが、令和3年分申告からは、確定申告書を電子データで作成し、税務署へ送信することとなります。これに伴い、町役場会場で確定申告を行う場合には国税庁が発行する「利用者識別番号」の取得が必要となりますので、待ち時間の短縮を図るため、以下の方法により事前取得にご協力をお願いします。

## ■すでに利用者識別番号を取得している方

以下の書類で利用者識別番号をご確認いただき、いずれかの書類を町役場会場にお持ちください。

- ①税務署からの「確定申告のお知らせ」の通知またははがき
- ②前年に税務署で申告した際の確定申告書の控え
- ③利用者識別番号を取得した際の書類



◀ 国税庁HP利用者  
識別番号取得ページ

## ■利用者識別番号を取得していない方

国税庁HP利用者識別番号取得ページからパソコン、スマートフォンで取得し、利用者識別番号(数字16桁)を控えて町役場会場にお持ちください。なお、ご自身で取得が難しい方は、町役場会場で取得することもできますが、なるべくご自身で事前に取得してください。

※町・県民税(住民税)の申告をする方は、利用者識別番号は必要ありません。

## マイナンバーカードを利用した申告がさらに便利になります

マイナンバーカードの普及拡大に伴いe-Taxの利用が促進され、確定申告手続きの簡便化が進んでいます。

令和3年分申告からは「ふるさと納税」、「株式の特定口座」、「住宅ローン控除関係」、「生命保険」、「地震保険」、「医療費」もマイナポータル連携による自動入力の対象となります。

※詳細はマイナポータル特設サイトをご確認ください。

※マイナンバーカードの取得等については町民福祉課町民係

【☎35-1224】へお問い合わせください。



▲マイナポータル  
特設サイト



## 障害者控除・医療費控除の証明書を発行します

## ①障害者控除対象認定書

障害者手帳(身体・療育)の交付を受けていない方でも、65歳以上で介護保険の要介護認定2~5を受けている方およびその扶養者は、障害者控除を受けることができます。控除を受ける際には「障害者控除対象者認定書」が必要となります。

## ②おむつ代の医療費控除確認書

寝たきりの人のおむつ代が医療費控除の対象となるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、町が交付する「おむつ代の医療費控除確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

①②の書類が必要な方は高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。

なお、申請の際は印鑑(認印可)を持参してください。

## 本庄税務署での確定申告について

## 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

会場…本庄税務署 1階会議室

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

期間…1月24日(月)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く)

時間…午前9時～午後4時 (受付：午前8時30分から)

確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



◀国税庁LINE公式アカウント

### 《確定申告会場で実施している感染症対策》

確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。ご来場いただく皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

- 職員によるマスク・フェイスシールドの着用とこまめな換気・消毒
- 入場時の検温の実施
- マスクの着用、アルコール消毒液利用のお願い
- 少人数での来場のお願い

### 《確定申告などに関する問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

### 《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」【☎0570-01-5901】

日時…月曜～金曜 (祝日等および12月29日～1月3日は除く)



## たばこは地元で買いましょう

たばこは、国および地方においてたばこ税等を課している、その税収のうち地方税となる市町村たばこ税は、購入した店の所在する市町村の税収となります。

令和2年度の上里町のたばこ税収は2.1億円で、町の貴重な財源となっていますので、たばこは町内で購入しましょう。



問合せ…税務課収税係 【☎35-1220】

## 納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

- ◆2月の開庁日 【休日】 (午前8時30分～正午) 2月13日(日)
- 【夜間】 (午後8時まで) 2月25日(金)
- ※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係 【☎35-1220】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第8期の納期限は2月28日(月)です。税金のお納めには便利な口座振替をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

# 令和4年度から国民健康保険税の税率が改正されます

令和4年度から国民健康保険税の税率を下表のとおり改正します。

区分		所得割額		資産割額		均等割額		平等割額	
算定基礎額		総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額(43万円)控除後の合計額		被保険者の本年度中の固定資産税のうち土地及び家屋にかかる部分の額		被保険者1人当たり		1世帯当たり	
		令和3年度	改正後	令和3年度	改正後	令和3年度	改正後	令和3年度	改正後
税率等	医療給付費分	6.30%	改正なし	12%	0% (廃止)	21,000円	29,000円	9,000円	7,000円
	後期高齢者支援金等分	1.90%	2.10%	-	-	9,000円	10,000円	-	-
	介護納付金分	1.33%	1.77%	-	-	9,000円	12,000円	-	-

## 改正の内容

### ■埼玉県が示す標準税率に到達するよう、段階的に保険税率を引上げ、適正な税率設定を行います

平成30年度からの国民健康保険の広域化により、埼玉県の運営方針に基づく標準税率を目標に見据え、また保険税収の不足(赤字)分を一般会計に頼らない安定した財政運営の実現のため、収納率向上や医療費抑制対策の実施とともに、保険税率の引き上げを行います。

町では令和2年度に所得割額(医療給付費分)以外、税率等を改正しましたが、令和4年度も適正な保険税率の設定を行うこととなりました。

### ■医療給付費分の課税方式を変更するため、資産割額を廃止し、平等割額を見直します

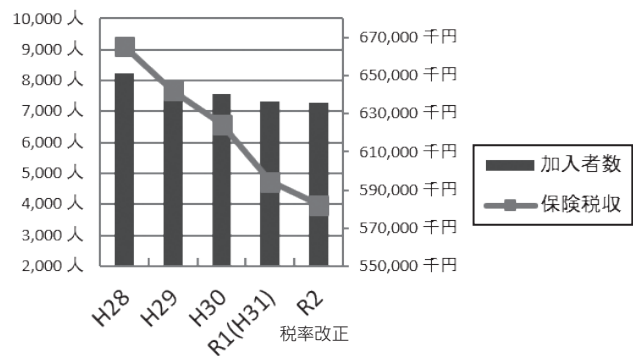
今回の改正に伴い、課税方式を4方式から3方式(所得割額・均等割額・平等割額)に変更しました。

将来的に県内同一の保険税率とする埼玉県の運営方針を考慮し、医療給付費分の課税方式を現状の4方式から県が示す課税標準方式である2方式へ変更するため、資産割額を廃止し、平等割額については段階的になくしていきます。

### 【埼玉県が示す令和3年度標準税率(2方式)】

区分	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
医療給付費分	6.43%	-	37,814円	-
後期高齢者支援金等分	2.46%	-	14,130円	-
介護納付金分	2.67%	-	19,503円	-

### 【加入者数と保険税収の推移】



日本では、子供から高齢者まで、すべての方が公的医療保険に加入することになっています。これを国民皆保険制度といいます。

その皆保険制度の一つである国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度となっております。

加入者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、ご理解とご協力をお願いします。



国保マスコット 健康まるくん

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】